

(別記様式第4号)

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（警備業法部分）

規制の名称：警備員の基準

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：平成30年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

警備員の基準は、その業務の適正な実施を確保することを目的として設けられたものであるところ、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）については、判断能力が不十分な状況にあり、単独で完全に有効な法律行為ができないため、当該業務の適正な実施を期待することが困難であると考えられ、警備員の欠格事由の一つとされている。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限（以下「欠格条項」という。）が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場合、その状況が継続することから、欠格条項が設けられている現状をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第11条第2号において、成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、現在、欠格条項が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これらを踏まえ、内閣府成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）において議論が行われ、平成29年12月1日に「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（以下「議論の整理」という。）が取りまとめられ、営業許可等の制度に設けられた欠格条項を削除することとされた。

本改正は、促進法、基本計画及び議論の整理に示された方針に基づく措置として、成年被後見

人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項を削除するものであり、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

本改正に伴う新たな遵守費用は発生しない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

本改正に伴う新たな行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

本改正により、欠格条項が削除されるため、今後は、成年被後見人等であるという理由のみで一律に排除されることがなくなり、促進法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

便益についての金銭価値化は困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

本改正に伴い削減される遵守費用はない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

心身の障害がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって警備業務の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定が既に設けられているため、特段の影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本改正においては、遵守費用及び行政費用が特段発生するものではなく、欠格条項の削除により、成年被後見人等を一律に排除されることがなくなり、促進法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進

進が可能となることに鑑みれば、本改正により得られる効果は非常に大きいと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

本改正は、促進法、基本計画及び議論の整理に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項を削除するものであり、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

平成28年9月11日から、成年後見制度利用促進基本計画案の作成に当たっての意見具申や成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項に関する調査審議等を行うことを目的として設置された促進委員会において幅広く検討が行われ、平成29年12月1日に議論の整理が取りまとめられた。

本改正は、議論の整理の内容を反映させたものである。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価を必要に応じて実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

—